

令和五年三月三十一日（号外特第二十六号）厚生労働省告示第百六十七号（こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示）

（原稿誤り）

八二	第二十二 条中改 正後欄	「第六条第六号」を削る。
〃	第二十二 条中改 正前欄	〃
一〇三	第三十五 条中改 正後欄	が定めるもの が定めるもの等
〃	第三十五 条中改 正前欄	〃
一一	改正後欄 一七	こども家庭庁 長官及び 官及び
〃	改正後欄 一七	〃
一一四	第四十六 条中改 正後欄	に規定する内閣 総理大臣 家庭庁長官
〃	第四十六 条中改 正前欄	〃
一六三	終りから 四三	厚生省告示 厚生労働省告示
〃	終りから 四三	〃
一六九	第百四 条中改 正後欄	「第十三条第三項第五号」を 削る。
〃	第百四 条中改 正前欄	〃
一七〇	第百八 条中改 正後欄	第六条第七号 第六条第十二号
〃	第百八 条中改 正前欄	〃
〃	第百八 条中改 正後欄	「第六条第十一号」を削る。
〃	第百八 条中改 正前欄	〃
〃	第百八 条中改 正後欄	「第十三条第三項第五号」を 削る。
〃	第百八 条中改 正前欄	〃
一七五	終りから 一九十	第百十号